

「生物多様性未来継承プラン（仮称）」（中間案）に対する 府民の皆さまからの御意見募集結果

平成 30 年 12 月 20 日
京都府環境部自然環境保全課
（電話 075-414-4706）

「生物多様性未来継承プラン（仮称）」（中間案）について、府民の皆さまから御意見を募集いたしましたところ、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただいた御意見及びこれに対する府の考え方を下記のとおり公表します。

また、御提出いただいた府民の皆さまの御意見を十分に考慮し、「生物多様性未来継承プラン」をとりまとめましたので、あわせて公表します。

記

- 1 意見募集期間
平成 30 年 10 月 9 日（火）から平成 30 年 11 月 5 日（月）まで
- 2 意見提出者数（提出意見数）
10 名（23 件）
- 3 意見の要旨とこれに対する府の考え方
裏面とおり
- 4 生物多様性未来継承プラン
別添のとおり

「生物多様性未来継承プラン（仮称）」（中間案）に対する
府民意見の要旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
情報基盤について	<p>○「必要とされる施策」①について、データベースを生物多様性の裏付けや普及啓発のために活用するのは良いが、調査研究の視点が抜けている。生物多様性の情報は、現状の把握、変化のモニタリングのために必須。また、そのような科学的、客観的データをもとに、④の保全施策を行っていく必要がある。</p>	<p>□生物多様性センター（仮称）については、当面整備すべき機能を記載しています。調査研究も重要と考えていますので、大学等との連携のもと、今後検討を進めます（5頁）。</p>
	<p>○保全計画の立案には、地元で蓄積された調査データが役立つ。データがないときは、他の同様な調査データ、あるいはプランに記してあるようなデータベースが参考になる。</p> <p>保全団体は、保全すべき生物の状況と生息地域の環境変化の調査に取り組むべき。環境省の「モニタリングサイト1000」への取り組みや、開発を契機に調査を行い、その結果を踏まえた保全対策を要求することも重要。</p> <p>プランには、保全団体の調査結果は公表すること、情報を残すために会報を発行すること、それをデータベース化しておくことなどを書いてほしい。</p>	<p>□保全団体が保有する調査記録などについて、4頁の「データベース」の項に追記いたしました。今後、保全団体にもデータの提供、入力について幅広くご協力を呼びかけたいと考えています。</p>
	<p>○データベースは一般の人や子供が利用できるように、わかりやすくしてほしい。検索だけでなく、通報や編集ができるとよい。</p>	<p>□データベースに利用する環境省のシステム（4頁）は、すでに多くの方が利用されています。</p>

保全活動について	<p>○里地里山は非常に生物多様性が高いが、それは適切な手入れをしなければ残せないものである。里地里山の保全について、以下の方針を提案したい。</p> <p>①稲作水系に適合した生物の保全のため、一定の地域に1か所以上は生物多様性の田んぼと水系を保全する。</p> <p>②薪炭林（広葉樹の雑木林）の生物の保全のため、一定の地域に1か所以上は広葉樹の雑木林を保全する。</p>	<p>□本プランでは、里地里山を人の暮らしの中で利活用することにより生物多様性を保全することを目指しており、稲作や薪炭林の利用を通して保全を進めていきたいと考えています。</p>
	<p>○保全活動を行うには、現状や以前の状況を把握し、保全すべき多様な生物群を明らかにし、それらが持続的に生育できる環境の姿を描かねばならない。それがすぐにはできない団体も多いので、府はその指導者の配置を考えてほしい。</p>	<p>□京都府ではこれまでも、保全活動に対する助言や専門家の紹介などをしてきましたが、指導者の数は十分とは言えないことから、指導者となる人材の育成を進めたいと考えています。</p>
	<p>○対象とする種によって保全対策の方向性が異なることもあり、各分野の意見を出し合って議論することが必要。そのような議論のできる拠点を、府域をいくつかに分けて設置するのがよい。私たちは乙訓地域で生物多様性センターを行政（2市1町）と保全団体が共同して作っていきたいと考えている。</p>	<p>□本プランで示している機能を整備していく過程で、ご指摘のような形も考えていきます。</p>
	<p>○「必要とされる施策」②について、生物の専門分野のスタッフだけでなく、保全活動の支援やコーディネートができるスタッフも必要。</p>	<p>□②の施策に取り組んでいく中で、ご指摘のような人材の育成を進めます。</p>

<p>森林の保全について</p>	<p>○生物多様性を保つには、開発行為のあり方を考え、人工林率を下げ、いかに自然環境を良くするかが重要。防災、減災、生物多様性保全のためにも、放置人工林を早急に天然林（広葉樹）の森に復元する必要がある。</p>	<p>□来年度、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムが始まり、経営の成り立たない放置人工林については、市町村が森林所有者の意向を伺いながら、森林の多面的機能の発揮のため環境に配慮した森への誘導が進められます。</p>
	<p>○国が新設する「森林環境税」（仮称）は、来年度から「森林環境譲与税」として自治体に配布される予定だが、この税金が林道整備や林業関連公共工事ではなく、豊かな森の再生のために使われるよう願う。</p>	<p>□森林環境譲与税（仮称）は、市町村の実情に合わせ、これまで手入れができていなかった森林の間伐、境界画定、人材育成といった森林整備を促進する取組に活用することになっており、府としても市町村の取組みの技術支援等に活用していきます。</p>
<p>普及啓発・教育について</p>	<p>○外来生物問題などを通じ、生物多様性への関心が高まっている。親子で参加できるような通年の講座などを開催してはどうか。継続的に開催することで、保全活動への参加に繋がれると思う。</p>	<p>□普及啓発について、幅広い層を対象とし、継続的に行う旨を追記しました（3頁）。</p>
	<p>○「府内に自然史系博物館機能がないことが問題」との指摘は貴重。生物多様性情報の整理は大変な作業だが、信頼できるセンターができれば幅広い情報収集も可能と思われる。センターができるのを前提に、普及啓発に関わる様々な活動を開始することも大切。</p>	<p>□センター開設に向けて整備予定のデータベースに生物多様性情報を集積し、それを活用して普及啓発を進めます（5頁）。</p>
	<p>○「教育」は定着に一世代（以上）の年月が必要。早期対応が求められる。</p>	<p>□学校教育との連携をはじめとした普及啓発を早急に進めず（6頁）。</p>
<p>プラットフォームについて</p>	<p>○プラットフォームの名称は「人と共存する京都生物多様性推進会議」の方がよいので</p>	<p>□プラットフォームの名称は、現段階では仮称です。いただいたご意見も参考に、今後決</p>

	はないか。	定めます。
博物館について	○学芸員を擁した自然史博物館を創設し、標本の収容とその調査研究、生物多様性の現状についての調査研究、生物多様性の重要性を啓発する自然教育を進めるべきである。 小規模でも博物館機能を持った施設を開設し、平行して将来プランを策定していくのがよいと考える。	□生物多様性センター（仮称）については、当面整備すべき機能として本プランに記載している内容を考えています。センターの今後の機能の拡充については、いただいたご意見も踏まえながら、本プランに係る検討会等で検討しつつ、進めていきたいと考えています。
	○最も精度の高い情報は「標本」。その散逸／廃棄は急激に進むと想定される。貴重な標本資料の永続的な保管施設が早期に必要。	
	○「資料庫＋情報拠点」の「ミニ博物館」からでも着手できないものか。	
施策について	○取り組みやすい施策として、下記を挙げる。 ①他府県と連携した広域の国立公園の指定を増やす ②森林組合の協力を得て人工林の間伐を行い、針広混交林にする ③環境学習を学校のカリキュラムに組み込む ④「府民だより」で特集を組む ⑤京都環境フェスティバルでの啓発活動を拡大する	①：これまで山陰海岸国立公園、若狭湾国立公園、琵琶湖国立公園が、他県にまたがって指定されており、現在、それらの整備を進めています。 ②：森林所有者の意向があれば、森林整備事業などの助成事業を活用しながら針広混交林化を行うこともできます。 ③④⑤：ご指摘のような取組も、集積した生物多様性情報を活用して進めていきます（5頁）。
	○既存の府条例や制度の目的に「生物多様性保全」を付け加えてはどうか。 ①「豊かな緑を守る条例」モデルフォレスト運動の参加者などが「薪炭林の生物多様性の保全」という観点で手入れを行えば、大きく前進する。 ②「モデルファーム制度」	①：府民ぐるみで森林を守り育てる仕組みなどを定めた「豊かな森を守る条例」の取組みは、森林の生物多様性保全にも繋がるものであり、この理念・目的に基づき、府内各地の里山などで京都モデルフォレスト運動を推進しています。

	<p>生物多様性を理解した利用者が増えれば、稲作水系の生物多様性の危機が軽減できる。</p> <p>③山城振興局の「水辺うるおいパートナーシップ事業」、南丹振興局の「たんご地域に愛される川づくり事業」</p> <p>これらの事業を府全域で展開し、その目的に「生物多様性保全」を付け加える。府が、生物多様性保全の観点も含めて川の制度を整備するとよい。</p>	<p>②③：これらの制度はそれぞれの理念・目的に応じて制定されているものですが、その中には①と同じく生物多様性の保全に繋がる部分がありますので、参加する方々にそうした意識を持ちながら取り組んでいただくよう、普及啓発を進めます。</p>
<p>その他</p>	<p>○まずは現在の法令、計画を適切かつ的確に運用することで、生物多様性は十分確保できるはずである。</p>	<p>□現在の法令や計画、取組などをより効果的に進めるため、「生物多様性情報のデータベースの構築」と「里地里山の自然資源の保全・利活用に向けた新たなプラットフォームの設置」を予定しています（4～5頁）。</p>
	<p>○今までもあったような取組の延長で、京都府として新しく何に力を入れようとしているのかよくわからない。</p>	
	<p>○戦後の「生き字引」みたいな方々が老いて、鬼籍に入る方もある。とにかく早く具体的な形にしてほしい。</p>	<p>□京都府生物多様性地域戦略においては、当然ながら原生的な自然も含めて生物多様性の保全を進めることとしています。本プランにおいては、京都の自然の多くを占める、人の生活と密接に関連しながら形成されてきた里地里山を主な対象とします（1頁）。</p>
	<p>○人の生活と関連した自然資源にしか価値を見出せないような文言は、「生物多様性の保全」の本意とは離れている。</p> <p>○特産品は販売につながらなければ何の役にも立たない。</p>	<p>□新たに設置予定のプラットフォームでは、地域の生物多様性を活かした産業振興についても議論をする予定です（5頁）。</p>